

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
1	入札説明書 添付資料6	添付-8	(2)	ウ	(イ)	1)	下表	賃金又は物価の変動に基づく対価の改定	昨今の物価上昇を鑑み、内閣府においては市場感応度の高い物価指数としてNSBPI（日建設計標準建築費指数）を例示するとともに、指数の選択が難しい場合、相見積もり、官積算、類似事業の単価の活用等を関係ガイドラインに明記するとあります。今後の物価高騰の状況においては貴市においても同様の姿勢で、所管官庁で発表されている関係ガイドラインに記載された内容に則し柔軟にご協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	入札関連資料のとおりとします。
2	入札説明書 添付資料6	添付-8	(2)	ウ	(イ)	2)		賃金又は物価の変動に基づく対価の改定	2026年2月28日に発生したアメリカ・イスラエルによるイランへの攻撃に端を発し、現時点（4月3日）でも同付近にて紛争状態が継続しており、いつまで継続されるのか予測が不可能な状況です。この紛争による物流の混乱、原油高等に起因する急激な物価の変動も想定されております。物価変動の起算日については入札書提出期間を含む直近3ヶ月の指標の平均値とされておりますが、紛争に起因した経済情勢の一時的な変動等の影響も考えられることから別途起算日に関してご協議させて頂けないでしょうか。	入札関連資料のとおりとします。
3	入札説明書 添付資料9	添付-31	(3)	(ア)				記載要領	応募者の企業名（下請及び再委託先企業名を含む）を特定又は類推できる記載をおこなわないこと、とありますが、例えば入札参加者が登録している商標名、インターネットで公表しているシステム名称、適用実績としての具体的な工事名称、等も含めて、入札参加者を特定できる表現をしてはいけない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書 添付資料9	添付-31	(3)	(カ)				記載要領	図中又は表中の文字に関しては、可能な限り11ポイント以上と記載がございますが、図表の構成や情報量の関係上、可読性を確保するためにやむを得ず文字サイズを小さくせざるを得ない場合も想定されます。このような場合、十分に判読可能であることを前提に、例えば6ポイント以上での記載についても許容されるとの理解でよろしいでしょうか。又、A4・A3の規定を遵守したうえで内容の視認性や可読性を高める目的から、レイアウト上の枠線（囲み）を省略して記載スペースを調整することは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご提案を認めます。
5	現地見学							全体配置	現地見学会にて敷地内の西側に姫路市下水道管理センターと接続する歩行者動線がありましたが、本工事に伴って姫路市下水道管理センターとの歩行者動線の接続は必要でしょうか。	必ずしも必要ありません。
6	要求水準書 設計・建設業務編	2	第1章	第2節	6	ア	④	全体計画	見学者・ごみ持込みを除く一般来場者の類と、ごみ持込みやメンテ車両動線を区分するために敷地の西側に出入口を複数設けてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
7	要求水準書 設計・建設業務編	2	第1章	第2節	6	ア	⑥	全体計画	「多目的広場は災害時に災害廃棄物の仮置き場として活用する」との記載がありますが、多目的広場の一部を緑地として整備した場合、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、当該緑化部分を緑化面積として算入してもよろしいでしょうか。	原則不可です。建物での緑化で対応してください。
8	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	6	ア	⑨	多目的広場の嵩上げ範囲	浸水対策として現況地盤に対する0.5mの嵩上げをする対象施設に、多目的広場は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	6	ア	⑨	多目的広場の浸水対策について	多目的広場に設ける設備（例：トイレ）について、事業運営に関係のない設備の場合、浸水対策対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
10	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	6	ア	⑫	基本方針	「また、本敷地は液状化可能性指数（PL）が15超（極めて高い）に該当することから、建築物及び特に廃棄物処理継続に必要な範囲（搬出入道路等）について、十分な液状化対策（側方流動を含む。）を行うこと。」とありますが、現在提示されている地盤調査資料や国交省地盤情報データベースを確認しても、液状化及び側方流動の対策を検討する為の土質パラメータがありません。 液状化及び側方流動の詳細検討に必要な土質調査、設計費用、及び現在得られている情報から判断される合理的対策を事業者見積範囲とし、想定以上の対策が必要となった場合については別途協議させて頂きたく御願ひ致します。	必要な対策費用については全て考慮してください。
11	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	6	ア	⑫	基本方針	受注後の液状化、側方流動の検討にあたり、計画地北東部の隣地（計画地と港湾の間）において地盤調査をする必要があります。隣地所有者との調整にあたってはご協力頂けると考えてよろしいでしょうか。	隣地での地盤調査は行えません。地盤高距離の計測等で出入りすることが可能かの調整を行います。
12	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	9	(5)		燃料	燃料は「灯油、軽油、重油を基本とする」となっておりますが、都市ガスを利用することもお認めいただけますでしょうか。	都市ガスを利用することも可としますが、事業区域内までの整備も事業者負担とします。
13	要求水準書 設計・建設業務編	9	第1章	第3節	3	表1.2		災害廃棄物運搬車両	災害廃棄物運搬車両は搬入・搬出とも10tダンプ車と記載されていますが、直接搬入車（乗用車や軽トラ）などの往来は考慮不要でしょうか。令和8年3月6日付の第1回質問回答No373にて、災害廃棄物仮置き場は一次仮置き場を想定しているとの回答でしたので、直接搬入車による持込があるのではないかと推察します。	直接搬入車による持ち込みも想定してください。
14	要求水準書 設計・建設業務編	9	第1章	第3節	3	表1.2		災害廃棄物運搬車両	災害時に災害廃棄物仮置場の動線計画を検討するにあたり、一次仮置き場で粗選別し、可燃ごみとして本施設にそのまま受入れができる場合の本施設への受入れ動線を提示する必要はございますでしょうか。	そのような運用をする場合も想定されますので、提示してください。様式第7-2号添付資料1として添付する全体配置・動線計画図に示してください。
15	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No.92にて、旧姫路市南部美化センター建設時の土留材は地中に「残置されていないと想定しています」とご回答いただいておりますが、本回答には変更がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	令和7年7月22日付けの事業費等に関する調査に係る質問書に対する回答書にて送付頂いた、追加資料07「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事発注関連資料」において、「地下工作物の浮上り対策として、躯体に水抜き穴を設置するなど、地下工作物を存置するに当たって、必要な対策を実施する」とありますが、当方で地下構造物（ピット）の浮き上がりバランスを検討した結果、水抜き穴が不要である事が確認できております。地下構造物が満水状態であると、工事遅延のリスクがある事から、水抜き穴を設置しない方針で再検討頂くことは可能でしょうか。	水抜き穴を設置しない方針とします。
17	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	旧姫路市南部美化センター解体撤去工事の完了時に既存ピットの雨水等の溜水は排水されている前提で考えて宜しいでしょうか	雨水等の溜水は、排水されていないものとしてお考え下さい。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答内容
18	要求水準書 設計・建設業務編	20	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手について	本件工事においては、令和9年度中に当該年度の工事出来高（建築物工事着手）を貴市に検査頂くことになっております。杭施工着手を考えておりますが、事前に確認申請等が完了していること、その後、杭の先行発注期間（約4か月程度）が必要になります。本件、令和8年12月議会承認案件であることを踏まえ、設計期間は比較的短くなりますが、契約後の速やかな設計協議着手や確認申請前の杭の先行発注及び出来高検査時の施工出来高等、ご協議に応じて対応頂けると考えて宜しいでしょうか。	建築基準法及び関係法令ならびに姫路市検査事務処理要綱を遵守したうえで、協議できる内容については協議します。
19	要求水準書 設計・建設業務編	36	第1章	第13節	1	(1)		景観法	姫路市都市景観条例第16条に従い、本事業は「届出を要しない行為」に該当しないため、景観法第16条第5項の通知を行う必要があるものと認識します。本事業敷地は「都市景観形成区域」、「歴史的町並み景観形成地区」、「風景形成地域」、「良好な景観の形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると特に市長が認める行為」のいずれにも該当しないため、姫路市景観条例第20条の2に基づく「デザイン事前協議」の要件には該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 設計・建設業務編	46	第2章	第2節	3	(4)		プラットフォーム出入口扉の付属品	プラットフォーム出入口扉の付属品に信号機とありますが、車両管制によりプラットフォーム入口で車両を停車させる必要が無い場合、プラットフォーム出入口付近への信号機設置は事業者提案でよろしいでしょうか。	信号機については[]書きのため提案項目となります。
21	要求水準書 設計・建設業務編	57	第2章	第3節	6	(1)	ア	燃料貯留槽の形式	令和8年3月6日付の第1回質問回答No201にて、燃料貯留タンクの地上置きは不可との回答でしたが、維持管理や漏洩検知の容易性の観点から、防災対策を万全に行うことを条件に、再考頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
22	要求水準書 設計・建設業務編	76	第2章	第6節	1	(2)	ウ	蒸気タービン	要求水準書p.76「⑧運転方式[]」において、[]内が空欄となっております。記載漏れまたは誤記の類ではないかご確認頂けないでしょうか。	誤記のため、要求水準書を修正します。
23	要求水準書 設計・建設業務編	84	第2章	第7節	7	(3)	イ	煙道の材質	エコノマイザ以降の煙道の材質については、耐硫酸露点腐食鋼で厚さ6mm以上が指定されています。弊社実績では、耐硫酸露点腐食鋼の減肉量は1.0～1.5mm/20年程度（一般構造用圧延鋼材の1/2～1/3以下）となります。一方、ステンレス鋼を採用した場合は、炭素鋼と異なり全面腐食を起こさず減肉は生じません。従いまして、提案材質によって板厚を事業者提案とさせて頂きたく御願いたします。	原則、要求水準書のとおりとします。ただし、要求水準書と同等以上の性能が確認できれば設計協議の対象とします。
24	要求水準書 設計・建設業務編	84	第2章	第7節	8	(3)	ウ	煙突の材質	排ガス中の硫黄硫黄酸化物、塩化水素濃度は低濃度（5ppm以下）であり、硫酸・塩酸露点腐食の可能性は低いため、SUS316L以外でSUS316Lと同等以上の性能のステンレス鋼を提案しても宜しいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとします。ただし、要求水準書と同等以上の性能が確認できる場合は設計協議の対象とします。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
25	要求水準書 設計・建設業務編	87	第2章	第8節	4	(5)	コ	主灰ピット	搬出する際は、金属くずの除去や灰の湿潤など、大阪湾フェニックスセンターの受入れ基準を遵守すること。との記載がございますが、大阪湾フェニックスセンターのHP上には金属くずの除去や灰の湿潤の項目について詳細が確認できませんでした。貴市で承知されている基準がございましたら具体的な内容についてご教示お願い致します。	大阪湾フェニックスセンターのホームページに掲載している「受入の手引」（令和7年4月）のとおりです。 手引では、搬入時の遵守事項や個別基準等において以下の条件があります。 ・一般廃棄物の個別基準として、「焼却灰、狭雑物、ばいじん処理物及び焼却炉のクリンカーは、最大径がおおむね30cm以下であること。・乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤過多のものは十分に水分を除去し、適度な湿潤状態にすること。」と記載があります。 ・また「センターでは、廃棄物の種類ごとに申込・契約し、搬入していただく必要があります。よって、種類の異なる廃棄物が混ざった状態では受入できませんので、廃棄物の種類ごとに搬入していただく必要があります。」と記載があります。
26	要求水準書 設計・建設業務編	87	第2章	第8節	5	(1)		灰クレーン	型式を天井走行クレーンとされておりますが、灰ピット幅に合わせたバケットとして横行動作がないこと、実績等を勘案し、テルハ式で提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
27	要求水準書 設計・建設業務編	92	第2章	第8節	13	(5)	オ	飛灰処理物貯留設備	搬出する際は、飛灰処理物の冷却（目安60℃以下）や、灰の湿潤など、大阪湾フェニックスセンターの受入れ基準を遵守すること。との記載がございますが、大阪湾フェニックスセンターのHP上には飛灰処理物の冷却（目安60℃以下）や、灰の湿潤の項目について詳細が確認できませんでした。貴市で承知されている基準がございましたら具体的な内容についてご教示お願い致します。	No25の回答をご参照ください。 また、搬入時の遵守事項では「廃棄物は十分に養生し、熱を冷ましてから搬入すること。」と記載されています。
28	要求水準書 設計・建設業務編	97	第2章	第9節	6	(1)		工業用水中和装置の型式	工業用水道管の管内滞留水の中和装置の仕様は炭酸ガス連続中和装置となっておりますが、工業用水道管の滞留水が酸性である場合は想定する必要があるでしょうか。また、本装置は工事中に仮設で設ける装置と思っておりますので、処理方法については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	水質については、滞留水のpH値が想定できないため、関係法令に基づいて適正に処理できる処理方法としてください。要求水準書を修正します。
29	要求水準書 設計・建設業務編	93	第2章	第9節	1	(10)		工業用水管内の滞留水	工業用水道管の管内滞留水の処分については、一時的に灰汚水槽やごみ汚水槽に滞留し、本設の排水処理設備稼働後に処理することでよいでしょうか。	No28の回答をご参照ください。
30	要求水準書 設計・建設業務編	98	第2章	第10節	1			ごみピット排水の処理方法	令和8年3月6日付の第1回質問回答No237にて、ごみピット排水をごみピットに返送してごみと一緒に蒸発酸化処理する方法は不可との回答がありました。 ごみピット排水は高濃度の有機性排水であり、①炉内噴霧によって蒸発酸化処理させるか、②ごみピットに返送してごみと一緒に炉内で蒸発酸化処理させることが一般的ですが、②のピット返送とすることで、機器点数の削減やメンテナンス費の低減につながります。②のピット返送方式について、弊社では多数実績があり、問題なく運営しておりますので、ごみピット排水の処理方法については、事業者提案とさせて頂きたく、再検討を御願ひ致します。	要求水準書のとおりとします。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
31	要求水準書 設計・建設業務編	128	第2章	第13節	9	(5)	エ	炉内清掃用集じん装置の排気方法	令和8年3月6日付の第1回質問回答No279にて、炉内清掃用集じん装置を屋外排気することは不可との回答がありました。 弊社実績では、作業環境用脱臭装置無しで屋外排気としている実績が多数あり、敷地境界において今回案件同等の臭気指数を遵守しております。不設置とすることで、機器費・メンテナンス費の低減が見込めますので、敷地境界において臭気指数を遵守することを条件に、屋外排気とする場合も作業環境用脱臭装置の有無については事業者提案とさせていただきます、再検討を御願ひ致します。	ご提案を認めます。 ただし、臭気だけでなく人体に有害な化学物質が含まれないことを確認してください。要求水準書を修正します。
32	要求水準書 設計・建設業務編	128	第2章	第13節	9	(5)	エ	炉内清掃用集じん装置の排気方法	炉内清掃用集じん装置の排気として、「後段に作業環境用脱臭装置を接続するか、燃焼用空気として利用すること」と指示がありますが、同等機能を有するようにフローを変更提案しても宜しいでしょうか。	ご提案を認めます。 なお、様式第6-4号は、ご提案のフローが分かるように記入してください。要求水準書を修正します。
33	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)		土壌汚染状況に対する配慮	GL-10m付近のAc層については、土壌汚染対策法の規定に基づく準不透水層であるかどうかを、契約後の地質調査時に透水係数を調査して判断することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし環境政策室との協議は必要です。
34	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)		土壌汚染状況に対する配慮	GL-10m付近のAc層が準不透水層と判断された場合は、準不透水層に対し、施工範囲の外側における拡散防止用の遮水壁や、準不透水層までのケーシングを、設置する工法を用いることで宜しいでしょうか。	「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を遵守するとともに環境政策室との協議により決定します。
35	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)		土壌汚染状況に対する配慮	GL-10m付近のAc層が準不透水層で無いと判断された場合は、最も浅い帯水層内での施工方法として、遮水壁やケーシングは土留めを目的とし、地下水位や水質を監視しながら施工を行うことで宜しいでしょうか。	No34の回答をご参照ください。
36	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)		土壌汚染状況に対する配慮	地下水水質を監視する方法は、敷地境界の30mおきに深度20mの地下水監視用井戸を設置し、月1回のモニタリングを行うことで宜しいでしょうか。	No34の回答をご参照ください。
37	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)		土壌汚染状況に対する配慮	上記地下水監視用の井戸については、形質変更行為終了後に撤去し、その後のモニタリングは継続しないことで宜しいでしょうか。	No34の回答をご参照ください。
38	要求水準書 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	2	(4)	イ	調査内容 (土壌汚染)	令和8年3月6日付の第1回質問回答No. 298において「不透水層までの遮水工事等は必要です。」とのご回答をいただいております。 一方で、GL-10m付近のAc層については、土壌汚染対策法ガイドラインにおける準不透水層（厚さ1m以上、かつ透水係数が 1×10^{-6} m/s以下の地層、またはこれと同等以上の遮水効力を有する地層）に該当するか判断できず、また、提供資料の範囲では準不透水層の深度を合理的に想定することが困難です。 この場合、遮水工事については、準不透水層又は不透水層への根入れを前提とせず、掘削範囲を対象とした遮水措置、地下水位管理及び揚水処理等を組み合わせた施工方法を前提として計画してよいとの理解でよろしいでしょうか。 あるいは、貴市として想定されている遮水工事の根入れ深度又は対象層があれば、ご教示ください。	不透水層、準不透水層の有無に応じて、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に対応した施工を計画してください。
39	要求水準書 設計・建設業務編	142	第3章	第2節	5	(1)	イ① I)a	電気室配置	電気室については、雨水等の浸水の恐れのない位置に設置することとありますが、屋根直下や散水のある部屋に防水をすることに加え、電気室と屋根等の間に別の室があれば問題ないでしょうか。	雨水等の侵入がなければ可とします。
40	要求水準書 設計・建設業務編	145 150	第3章	第2節	5	(2)	イ	①エントランスホール ⑧市職員事務所	令和8年3月6日付の第1回質問回答No. 362についてお伺ひいたします。来場者が、エントランスホールに設置したインターホンを使用する等して、円滑に市職員事務所の窓口まで到達できるのであれば、エントランスホールの来客対応窓口に執務スペースは不要であると理解してよろしいでしょうか。（インターホンの設置のみ）	ご理解のとおりです。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答内容
41	要求水準書 設計・建設業務編	145	第3章	2節	5	(2)	イ	①エントランスホール	令和8年3月6日付の第1回質問回答No. 342についてお伺いいたします。市職員事務所の受付窓口、従業者事務所の受付窓口を一室とした場合、セキュリティーについてはパーテーション程度でよろしいでしょうか。	事務所のセキュリティは必要です。ただし、別で受付窓口専用の部屋を設ける場合は、可とします。
42	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	5	(2)	イ	指定避難所用物資保管倉庫	「b. 浸水高さ以上の階に設置する」とありますが、大研修室を1階で計画する場合、近接する指定避難所用物資保管倉庫については、十分な浸水対策を講じる事を前提として、1階に配置する提案は認められますでしょうか。	ご提案を認めます。 要求水準書を修正します。
43	要求水準書 設計・建設業務編	146	第3章	第2節	5	(2)	イ	研修室・大研修室	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）No. 420にて「研修室の市民への貸し出しを想定されている」旨ご回答をいただいております。建築基準法上の用途として、「集会場」、「ごみ処理施設」のどちらに該当するかで、管理棟だけでなく工場棟も含めた耐火規制が大きく変わります。姫路市建築指導課に確認したところ「日本建築行政会議「建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例」に順じ、不特定多数が利用し、市民誰でも利用できるのであれば、200㎡を超えた時点で市民会館などと同じ「集会場」扱いとなる。」と回答いただいております。「不特定多数が利用し、市民誰でも利用できる」に該当するのかどうかを判断したいため、より具体的な利用方法をご教示いただけないでしょうか。	大研修室、研修室については、見学者の人数に応じて使用することを基本としています。見学で利用しない時間は市民への貸出を予定しています。 ごみ焼却施設の附属施設としての研修室の整備ですが、使用方法から「集会場」の用途となる場合は、「集会場」を設置する場合の基準についても満足させてください。
44	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	5	(2)	イ	③大研修室	「コート周囲には協議に必要なフリースペースを確保すること。」とありますが、フリースペースについて、例えばコート間距離等、必ずしも公式寸法に準拠する必要はなく、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	公式寸法に準拠する必要はありませんが、競技に支障のないように配慮してください。
45	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第2節	5	(2)	イ	⑦浴室	令和8年3月6日付の第1回質問回答No354にて「1度に10名が同時に使用できる仕様とすること。」とありますが、浴室内の浴槽及びシャワーの利用で10名と考えて宜しいでしょうか。浴槽のサイズ等については事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 設計・建設業務編	151	第3章	第2節	5	(3)	ウ	倉庫棟排水	添付資料06倉庫棟イメージ図にて、側溝が図示されていますが、倉庫棟前での散水タイミングと想定されている状況についてご教示いただけますでしょうか。同図では、倉庫棟排水は焼却炉棟内部の排水処理設備に移送することの要求がありますが、庇の下部ではあるものの屋外に排水溝が設置されていますので、雨水混入の可能性がります。当該排水を排水処理設備に移送する場合、水収支への影響もあることから、排水溝は倉庫棟内部に変更していただけないでしょうか。 また、令和8年3月6日付の第1回質問回答No364では、水質及び使用量の提示がありませんでしたが、事業者で設定して宜しいでしょうか。	側溝の目的は、車両等の清掃を行い、清掃時の汚れた水を回収することです。水質及び使用量は前段の使用目的を満たすのであれば設定しても問題ありません。詳細については設計時の協議とします。
47	要求水準書 設計・建設業務編	156	第3章	第3節	1	(2)		下水道接続工事	既存の下水道設備を流用する事をお認めいただけないでしょうか。	使用可能であれば流用することは可能です。ただし関係法令等遵守してください。耐久性等の保証はできません。
48	要求水準書 設計・建設業務編	158	第3章	第3節	3	(3)		構内雨水排水設備工事	既存の雨水排水設備を流用する事をお認めいただけないでしょうか。	使用可能であれば流用することは可能です。ただし関係法令等遵守してください。耐久性等の保証はできません。
49	要求水準書 設計・建設業務編	159	第3章	第3節	4			災害廃棄物仮置場	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）No.373にて「一次仮置き場を想定しています。」とご回答いただきました。委託業者が災害ごみを搬入する想定としておりますが、貴市のご計画と一致していますでしょうか。	直接搬入車による持ち込みも想定してください。 委託業者以外にも直営での搬入や、災害協定締結事業者からの搬入も想定されます。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
50	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(6)	夜間搬入台数	1時間当たり最大8台を想定しているとありますが、搬入車両は2t・3t・4tであることが要求水準書 設計・建設業務編P9の表1.2に記載されています。8台の想定内訳をご提示頂きたく御願います。(例:2tパッカー車が6台、4tパッカー車が2台等)	台数の把握はしておりません。 なお、要求水準書に誤りがあったため修正します。
51	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(6)	受付管理	「夜間(17時～翌日9時まで)は、許可業者及び夜間収集の委託業者の収集車両が搬入する」とありますが、夜間搬入車両は、委託業者及び許可業者であるため、ダンピングボックスを使用せずとも投入扉から直接投入可能なダンピング機能付きの車両のみの搬入との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第4節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、本市と協議の上、決定すること。」とありますが、料金の収納方法は手渡しを想定されていますでしょうか。	銀行振込を想定していますが、詳細は実施設計時の協議によります。
53	要求水準書 運営・維持管理業務編	25	第6章	第2節	表6.1		業務期間中の測定項目 飛灰処理物	飛灰の分析項目については設計・建設業務編P11 表1.4の項目及び基準値を遵守することで良いと考えておりますが、大阪湾フェニックスセンターのHP上には 表1.4の項目以外にも基準値の記載がございます。記載のない基準値については分析及び基準値の対象外と理解してよろしいでしょうか。	新規申込となるので大阪湾フェニックスセンターの指示により検査を実施する必要があります。表1.4の項目については市川美化センターの分析項目ですが、これら以外に別途指示された場合は、協議とします。
54	要求水準書 運営・維持管理業務編	29	第8章	第5節	(2)		研修室・大研修室等の管理	大研修室における17時から21時までの夜間利用については、事業者において、事前予約された利用者への鍵の受け渡し、ならびに最終退出後の施錠管理等の業務を対応する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書 運営・維持管理業務編	29	第8章	第5節	(2)		研修室・大研修室等の管理	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外) No. 338にて、大研修室の利用時間は「原則、9時～21時まで」とご回答頂いておりますが、入場受付業務以外の利用者への対応は貴市所掌と理解しているため、利用時間中は貴市職員も本施設内に常駐されるとの理解でよろしいでしょうか。	休日、夜間については、本市職員は常駐しない予定です。
56	要求水準書 運営・維持管理業務編	29	第8章	第5節	(2)		研修室・大研修室等の管理	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外) No. 419にて、「入場受付業務、施錠管理等は運営事業者の所掌とします。」とご回答頂いております。運営事業者の業務としては、利用者への鍵の受け渡し、利用後の施錠等の施設管理であり、例えば利用者がけがをされた場合のトラブル対応等、大研修室の運営管理までを事業者所掌として求められているものではないとの理解でよろしいでしょうか。 大研修室の利用が休日を含む9時～21時までに及ぶため、適切な運営体制を検討する上で確認させていただきたく御願います。	ご理解のとおりですが、けが人がいる場合の緊急時対応等への協力をお願いします。
57	要求水準書 添付資料07						解体計画図、事前解体完了時状況図	存置される各既存構造物ピットの内部については、旧姫路市南部美化センター解体撤去工事の過程において、ガラや土を埋めることなく、空の状態で見渡されたいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書 添付資料07						解体計画図、事前解体完了時状況図	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外) No. 440にて、「庭園の水路に防水が施工されており、防水材についてはアスベスト含有材としてお見込みください。」と回答いただいておりますが、防水材の仕様をご教示願います。	防水シート及び接着剤(レベル3)を想定してください。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答内容
59	様式集 第7-2号 (2)			添付資料1「全体配置・動線計画図」のページ数	添付資料1「全体配置・動線計画図」については、様式第7-2号(1)と様式第7-2号(2)合わせて、A3版横1ページの要求がございますが、平時と災害時の動線計画を同じ図面に表現する場合、動線の種類が多くなり複雑になることが考えられます。つきましては、平時と災害時の「全体配置・動線計画図」をそれぞれA3版横1ページ、合計2ページで提案することを認めていただけないでしょうか。	ご提案を認め、様式集を修正します。
60	様式集 第7-2号 (2)			添付資料1「全体配置・動線計画図」のページ数	添付資料1「全体配置・動線計画図」について、全体配置図と動線計画図を1ページで合わせて表現する場合、全体配置図に表現したい内容に動線が重なり、図面として分かりづらくなることが想定されます。つきましては、全体配置図と動線計画図をそれぞれA3版横1ページ、合計2ページで提案することを認めていただけないでしょうか。平時と災害時の「全体配置・動線計画図」を別々に提出すること、加えて本質問を認めていただいた場合、添付資料1は合計4ページとして提出させていただくこととなります。	ご提案を認め、様式集を修正します。
61	様式集 【Word編】 様式第7-2号 (2)			全体配置・動線計画	記入要領にて「様式第7-2号添付資料1として「全体配置・動線計画図」を本様式の後にA3版横1ページで添付すること」とありますが、平時の動線計画図と災害廃棄物置場利用時の動線計画図を分けて提示したいと考えておりますがよろしいでしょうか。	No59の回答をご参照ください。
62	様式集【Excel編】			様式第7-8号添付資料1	表中の「※」の条件を重視する意図や、重視するに当たり想定していることがありましたらご教示頂けないでしょうか。	事業提案の審査に関する事なので回答しません。
63	様式集 【Excel編】 第7-8号 添付資料1			外気温度	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外)No.476にて、各月の外気温度の設定値について「それぞれ想定で計画してください」とご回答いただきました。各社異なる外気温度を設定し提案発電量を算出しますと、貴市において提案発電量の正しい比較評価を行うことが困難になると懸念されますので、再考いただけないでしょうか。	提案発電量は今後の減額措置の対象となりますので、それぞれで想定し、現実的な提案をしてください。
64	様式集 第8-5号			固定費A(修繕固定費)	第1回入札関係書類に関する質問回答書No.479にて、平準化した金額を織り込むことが不可との回答いただきましたが、各年度で実際に発生するメンテナンス内容・費用が年度毎に大きく変動することを踏まえ、事業全体(20年間)で発生する総メンテナンス費用を算定した上で、年度毎に平準化した金額として提示する方法を検討しております。これは、 ・発注者様にとって長期的な支払計画を立てやすいこと ・大型機器更新工事などによる費用の変動リスクを回避できること を目的とした考え方によるものです。 一方で、本案件では「各年度に実際に発生したメンテナンス費用をその年度毎に支払う方式」とのご意向と理解しておりますが、上記理由よりメンテナンス費用総額を20年間で平準化した費用を提案させていただけないでしょうか。 なお、年度毎のメンテナンス費用については、様式8-5に記載、明確化した上で平準化致します。	会社法等の法令を遵守したうえで提案とします。
65	様式集 第8-5号			固定費A(修繕固定費)	第1回入札関係書類に関する質問回答書No.480にて、固定費Aその他費の保守管理費を、固定費A修繕更新費に含めることは不可との回答いただきましたが、上記質問(No45)で提案させて頂いた内容を許可いただいた場合、固定費A修繕管理費およびその他費の保守管理費は20年で平準化し、固定費Aその他費の保守管理費を、固定費A修繕更新費に含めて提案させて頂いてよろしいでしょうか。	不可とします。保守管理費は、固定費Aその他費に計上してください。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答内容																		
66	様式集 第8-13号参考			地元発注金額の考え方（設計・建設業務）	<p>様式集第8-13号参考の市外企業と市内企業の甲型JVにおける地元発注金額の算定につきましては、以下①と②の合計金額とされております。</p> <p>①甲型JVの請負金額から下請負金額を控除し直営施工分を算出し、市内企業の出資比率に応じて地元発注金額を計上</p> <p>②下請発注分については乙型JVにおける算出方法と同様に算出</p> <p>②の算出にあたって、甲型JV構成員の地元発注金額として算出されている①を控除する必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	質問回答添付資料1をご参照ください。																		
67	様式集 【Excel編】 第8-13号 参考（甲型JV）			地元発注金額の考え方（設計・建設業務）	<p>第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）No. 488、489、491、492にて、地元貢献について「甲型JV、乙型JVそれぞれ記載の例示に沿って検討してください。」と同様のご回答をいただいておりますが、当例示では不明瞭ですので、再確認させてください。</p> <p>仮にプラントメーカーを代表企業とし、建設会社と分担施工方式（乙型JV）で共同企業体を結成する場合にて、かつ、建設会社は市外企業、市内企業の共同施工方式（甲型JV）を結成する場合においては、下図例のように甲型JV内での市内企業の出資比率に応じた金額が市内施工金額として認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">元請（乙型JV）</th> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>30,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>代表企業A（市外） （プラント）</td> <td>15,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>甲型JV（土木・建築）</td> <td>(15,000,000) 千円</td> </tr> <tr> <td>構成員B（市外） （出資割合 70%）</td> <td>(9,000,000) 千円</td> </tr> <tr> <td>構成員C（市内） （出資割合 30%）</td> <td>(6,000,000) 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（下請重複を除く） 直営施工金額＝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>うち市内出資割合 (30%)</td> <td style="background-color: yellow;">4,200,000 千円</td> </tr> </table>	元請（乙型JV）		契約金額	30,000,000 千円	代表企業A（市外） （プラント）	15,000,000 千円	甲型JV（土木・建築）	(15,000,000) 千円	構成員B（市外） （出資割合 70%）	(9,000,000) 千円	構成員C（市内） （出資割合 30%）	(6,000,000) 千円	（下請重複を除く） 直営施工金額＝			14,000,000 千円	うち市内出資割合 (30%)	4,200,000 千円	No66の回答をご参照ください。
元請（乙型JV）																								
契約金額	30,000,000 千円																							
代表企業A（市外） （プラント）	15,000,000 千円																							
甲型JV（土木・建築）	(15,000,000) 千円																							
構成員B（市外） （出資割合 70%）	(9,000,000) 千円																							
構成員C（市内） （出資割合 30%）	(6,000,000) 千円																							
（下請重複を除く） 直営施工金額＝																								
	14,000,000 千円																							
うち市内出資割合 (30%)	4,200,000 千円																							
68	基本協定書 （案）	8	第12条	本協定の有効期間	<p>第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）No. 506における貴市ご回答の趣旨としては、基本協定書は事業契約締結前の事業にのみ適用されるものであり、建設工事及び運営業務においては、各事業契約が適用される、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>基本協定書（案）においては、事業締結の締結如何に関わらず、「本事業」に関する規定が定められております。このため、建設工事請負契約及び運営業務委託契約と完全に切り離すことは困難と考えることから確認させていただきたいものです。</p>	基本協定書（案）の適用は、事業契約締結前の事業に限られるものではありません。その規定内容については、基本協定書（案）の各条項のとおりです。																		

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
69	建設工事請負契約書(案)	14	第16条				工事用地の確保等	「発注者は・・・受注者が本工事の施工上必要とする日（入札説明書等、要求水準書及び設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保（既存施設である旧姫路市南部美化センターの解体撤去工事を完了させることを含む。）しなければなりません。」とあります。 貴市で先行実施される旧姫路市南部美化センター解体撤去工事の完了日は令和9年7月15日となっておりますが、検査等も完了済で受注者は翌日以降速やかに現場調査等に入れるものと理解してよろしいでしょうか。 令和9年度内に循環型社会形成推進交付金等の対象工事の出来高を計上するためには、土壌汚染対策法の手続、既設構造物解体工事などを速やかに行い、新設構造物の着手準備を整える必要があると考えることから確認させていただきたいものです。	ご理解のとおりです。
70	建設工事請負契約書(案)	26	第32条	第1項	(1)		引渡し	「前条の引渡性能試験が完了し、本施設が要求性能の全てを満たすことが確認されたこと」とありますが、要求水準書 設計・建設業務編 表1.9エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法にて、2 連続運転性能は「運営開始1年以内に実施」とあり、また11 蒸気復水器は「運営開始初年度の夏季にも実施」とあります。 本条でいう引渡性能試験の完了には、これらの運営開始日以降に行われる試験は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 契約不適合責任期間が「本施設引渡しの日から3年間」であり、起点に関わるため確認させていただきたいものです。	ご理解のとおりです。
71	建設工事請負契約書(案)	31	第41条				債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則	第35条～第38条の内容を鑑み、設計・建設工事費に関しては、契約期間中の各年度、各年度毎の支払予定額の範囲内で、当該金額の4/10以内の前払金、2/10以内の中間前払金、年度末の貴市の出来高検査を経て、部分払（部分払金の額≦出来高金額×9/10－既に部分払いをした額－（前払金額＋中間前払金）×出来高金額／設計・建設工事費）を請求可能と考えて宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。
72	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外)	6	No. 46				改定方法	改定にあたっては直近3か月の指数の平均値を用いることで変更しない旨、質問回答書上にて回答をいただいております。しかしながら直近3か月のみを参照する場合、年1回の委託料の見直し頻度と整合しないことから、実際の調達価格が物価指標に適切に反映されません（例：直近のイラン戦争による重油の急激な値上がり等を反映できない可能性がある）。こうした参照期間に起因して物価指標と経済の実態に差が生じる場合、環境省からの通知文「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」の趣旨に基づき、委託料の改定について、協議させていただけるという認識でよろしいでしょうか。 なお、物価指標の参照期間と年1回の委託料の見直し頻度の差異に起因するリスクに対し、事業者はリスク費用を見込まざるを得ず、事業費増大にも繋がります。この点も含め、ご検討をよろしくお願い致します。	原則、入札説明書のとおりとします。 ただし、著しい社会情勢の変化などが認められる場合には、協議します。
73	第1回入札関係書類に関する質問回答書(入札参加資格以外)	9	No. 76				非価格要素に関する提出書類	様式第7-12号添付資料1「見学ルート図」についてはページ数の制限を設ける必要はないでしょうか。	提案によりませんが、分かりやすく表記してください。

姫路市新美化センター整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答内容
74	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）	25	No. 250	特高受変電設備	事業実施区域内の77kV1回線の特高受変電設備までの引込、管路設備の施工は電力会社殿所掌との理解が良いでしょうか。事業費のみでなく工事計画にも影響がありますので、見積条件をご提示頂くことをご検討頂けないでしょうか。	引き込みが架空となった場合は、敷地内の引き込み電柱までの引き込み線までが電力会社の所掌となる予定です。地中引き込みの場合は、敷地内の空管の施工は事業者の所掌となりますが、電気室までの引き込み線は電力会社の所掌となる予定です。ただし、詳細は電力会社との協議によります。
75	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）	29	No. 297 No. 298	不透水層	「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」において、不透水層は「厚さが5m以上であり、かつ、透水係数が 1×10^{-7} m/秒（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。」、準不透水層は「厚さが1m以上であり、かつ、透水係数が 1×10^{-6} m/秒以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。」とあります。Ac層を対象とした場合、要求水準書添付資料02 土質調査結果に示されるボーリングNo. 口のボーリング柱状図においてAc層は0.95mとあり、1m未満のため準不透水層に該当しないものと考えます。貴市環境政策室へ確認したところ不透水層および準不透水層の判断はガイドラインの通りと回答がありました。一方で、Ac層の上部のAs層（シルト質細砂またはシルト混り微砂）においては、層厚が2.1m～3.15mあり、土質試験結果の粒形加積曲線における20%通過粒形：D20から想定するクレーガーの透水係数は 1×10^{-6} m/秒以下が想定されるため、準不透水層になりうる可能性があります。不透水層および準不透水層の判断および遮水工事の要否についてはいずれにしてもガイドラインの準じて計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）	30	No. 299	土壌汚染	汚染土の取り扱いについて、貴市環境政策室へ確認したところ、建設残土は土壌汚染対策法の適用を受けるが、杭工事等によって発生する建設汚泥は土壌汚染対策法ではなく、廃棄物処理法の適用となり、建設汚泥の封じ込めは土壌汚染対策法では適用外となることでした。また貴市産業廃棄物対策課に建設汚泥の廃棄物処理法上の取り扱いを確認すると、土壌汚染対策法が適用外であれば、廃棄物処理法のガイドラインに準じて適正に処理するようとの回答でした。すなわち建設汚泥は一律キャッピング等による封じ込めではなく、土壌汚染対策法および廃棄物処理法の担当部局の指導に従い適正処理となる認識ですがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）	31 32	No. 312 No. 319	地下水処理	地下水の水質条件がなければ必要な水処理計画をすることができません。本工事敷地は地下水位が高く、かつ形質変更時要届出区域に指定されている土地においては、汚染水の多額の水処理費用が発生する可能性があります。再度見積条件を提示いただくことをご検討いただけないでしょうか。	要求水準書添付資料で提示した資料以上のものはありません。
78	第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）	45	No. 453	様式集(Word) 本市が期待する効果	本回答においては、様式に記載の「本市が期待する効果」について、非価格要素審査において審査対象となるとの回答ですが、一方で、同質問回答書 P50 No. 497の回答では、落札者決定基準書の表に記載事項のみ評価するとあり、「本市の期待する効果」については審査対象外と読み取れ、逆の回答となっております。どちらか正かご教示願います。	落札者決定基準書では評価するための基準を示しているものであり、本市が期待する効果は、その評価を行ううえでの視点を示しているものになりますので「本市が期待する効果」は審査対象となります。